

長野県告示第449号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年 8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間  
平成25年 8月20日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

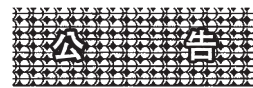
その関係図面は、告示の日から平成25年 9月 5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年 8月22日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 (1) 路線名 兎川寺鎌田線
- (2) 供用を開始する区間  
松本市中条614番の1地先から  
松本市中条679番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成25年 8月23日
- 2 (1) 路線名 兎川寺鎌田線
- (2) 供用を開始する区間  
松本市井川城一丁目4609番の34地先から  
松本市鎌田一丁目4799番の12地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成25年 8月23日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年 8月 5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人縄文文化輝く会
- 3 代表者の氏名  
柿澤 拓
- 4 主たる事務所の所在地  
茅野市ちの3506番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、市民に対して、遺跡の保存が円滑に進むことに関する事業を行い、市民が縄文文化を理解することによって、遺跡の保存が円滑に進むことと、縄文文化の全容を精確に把握し、縄文王国茅野を全国に発信することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年 8月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くれよん
- 3 代表者の氏名  
前島 光明
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市宮ノ上3923番地 1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・者や高齢者及び乳幼児、病弱者に対して、日常生活における介護・支援に関する事業を行い、又、介護・支援を必要とする者とその家族に、きめ細やかで質の高い地域生活支援の実践に努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Gland・Riche
- 3 代表者の氏名  
望月美輪
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市明科中川手3921番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の日常生活および、障害を持つ大人や児童の生活と活動および就労を支援するとともに、森林の再生保護やどんぐり等里山の素材を採取及び加工販売する過程において、この法人の活動に関わる子供から高齢者およびすべての人が健全な森林の育成と保護に興味を持ち、自然から得られる恩恵に感謝することを学び、身近に存在する木の実や土地の食べものに親しむことにより、地産地消の精神を広め、さらには人々の心の豊かさを深め、もって社会の平和と充実に寄与するものとする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いいだ自然エネルギーネット山法師
- 3 代表者の氏名  
中島 武津雄
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市下久堅下虎岩2235番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギー利用の推進と体験交流事業等を通じた農山村の活性化を図ることにより、飯田下伊那における循環型社会の形成及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人安曇野ドットインフォ
- 3 代表者の氏名  
岡本 亘
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市穂高有明7352番地32
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ITを活用し安曇野地域の業種・団体・個人の枠を超えたネットワークを創造し、地域内外に対する情報提供をする事業を行い、地域の活性化と発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人グループHIYOKO
- 3 代表者の氏名  
黒澤 正行
- 4 主たる事務所の所在地  
塩尻市大門一番町12番2号 えんぱーく内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、青少年を中心とした地域に住む人々に対して、IT技術の普及・向上及び、それに関わる人材の育成を推進することにより、豊かで生きがいの持てる社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品及び数量

電話交換機(周辺機器を含む。) 一式

## (2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成25年12月1日から平成33年11月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 設置場所

佐久市跡部65-1  
長野県佐久合同庁舎

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

## 3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。入札説明書、契約書(案)及び仕様書は、次の場所で交付します。

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所地域政策課総務係

電話 0267(63)3131(直通)

なお、入札説明書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/xtihou/saku/seisaku/nyusatu-joho.htm> (～平成25年8月29日)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-seisaku/nyusatsu/hatchuyote/index.html> (平成25年8月30日～)

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月2日(月)午後5時までに(1)の場所に提出してください。

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

## 公告

北信州土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年8月22日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

## 理事

## 新任

氏名	住所
湯出川 茂 治	中野市大字草間839番地
高見沢 忠 芳	中野市大字安源寺422番地
小林 利 雄	中野市大字江部176番地
小林 延 栄	中野市大字新保451番地
宮崎 喜久夫	中野市大字篠井143番地
小林 清 志	中野市大字三ツ和289番地
清水 保 徳	中野市大字桜沢397番地
木村 宏	中野市大字三ツ和1911番地 6
花岡 昇 治	中野市大字赤岩1352番地
町田 秀 男	中野市大字柳沢696番地 3
佐藤 久 夫	中野市大字間長瀬439番地
青木 伸 一	中野市大字壁田760番地
原澤 和 男	中野市大字田麦 6番地 3
町田 勅 俊	中野市大字吉田448番地
酒井 皓 次	中野市大字小田中285番地
上原 正 幸	中野市大字新野759番地
小林 進	中野市大字小田中545番地 1
奥津 一 仁	中野市大字西条711番地
岩崎 由紀夫	中野市大字田上915番地 1
池田 俊 哉	中野市大字岩井592番地

## 重任

氏名	住所
金子 吉 明	中野市大字三ツ和1585番地
武田 亥佐雄	中野市大字壁田691番地 1
保科 武 一	中野市大字七瀬276番地
田川 清 一	中野市大字更科506番地
武田 晋一郎	中野市大字岩船241番地 2
北原 博 史	中野市大字立ヶ花210番地
傳田 益 夫	中野市大字永江242番地
青木 隆 雄	中野市大字永江1848番地イ-1
大内 一 人	中野市大字永江8007番地イ-1

## 退任

氏名	住所
山田 信 夫	中野市大字江部244番地
吉池 次 男	中野市大字西条688番地 1
小林 一 三	中野市大字新保190番地
山田 宗 良	中野市大字岩井830番地
土屋 忠 久	中野市大字赤岩571番地12
清水 湧 治	中野市大字田上922番地
須藤 芳 明	中野市大字岩井293番地 1
町田 芳 平	中野市大字栗林326番地
鈴木 正 幸	中野市大字牛出586番地

## 監事

## 新任

氏名	住所
----	----

宮澤 幸一 中野市大字新保342番地  
塚田 嘉幸 中野市大字笠原438番地  
小林 和人 中野市大字西条832番地  
原田 誠治 中野市大字穴田31番地 6

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉 男

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
道路排水ポンプ設備点検整備業務
- (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から120日間
- (4) 履行場所  
主要地方道下仁田軽井沢線 軽井沢町 中谷地
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の排水ポンプ設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県佐久建設事務所又は長野県上田建設事務所の管内に本店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年9月5日(木) 午後2時  
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月29日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月4日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県諏訪建設事務所長 河西 明彦

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
水質調査・臭気調査
- (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から平成26年3月25日まで
- (4) 履行場所  
茅野市坂室 諏訪湖
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により長野県知事から大気中及び水中の物質の濃度の計量証明の事業の登録を受けた者であること。
- (6) 過去5年以内に同種の調査業務の履行実績を有する者であること。
- (7) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10  
長野県諏訪建設事務所 総務課  
電話 0266(57)2934

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年9月5日(木) 午前10時30分  
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 503号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月29日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月4日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達をする役務

ダムの取水・放流設備及び係船設備（インクライン）保守点検業務

### (2) 役務の特質

入札説明書によります。

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月10日まで

### (4) 履行場所

飯田市上飯田 松川ダム

### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴

力団関係者でないこと。

- (5) 過去5年以内に同種の取水・放流設備及び係船設備（インクライン）の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県飯田市追手町2丁目678

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265 (53) 0449

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月6日(金) 午後2時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 505号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月30日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月5日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

ダムの取水・放流設備及び係船設備（インクライン）保守点検業務

- (2) 役務の特質

入札説明書によります。

- (3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月10日まで

- (4) 履行場所

下伊那郡松川町 片桐ダム

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 過去5年以内に同種の取水・放流設備及び係船設備（インクライン）の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県飯田市追手町2丁目678

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265 (53) 0449

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月6日(金) 午後2時30分

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 505号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月30日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月5日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してく

ださい。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 8月22日

長野県長野建設事務所長 小林 睦 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

放流設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して90日を経過する日

(4) 履行場所

長野市小鍋 裾花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

A又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の取水及び放流設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月5日(木) 午前11時30分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 201会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月29日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月4日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県長野建設事務所長 小林 睦 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

主放流設備保守点検業務

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期限

契約締結の日から起算して60日を経過する日

## (4) 履行場所

長野市鬼無里 奥裾花ダム

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の取水及び放流設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026(234)9537

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月5日(木) 午前10時30分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 201会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成25年8月29日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月4日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月22日

長野県長野建設事務所長 小林 睦 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

非常用放流・低水放流設備保守点検業務

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期限

契約締結の日から起算して60日を経過する日

## (4) 履行場所

長野市鬼無里 奥裾花ダム

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札



に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の取水及び放流設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南町686-1  
 長野県長野建設事務所 総務課  
 電話 026(234)9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成25年9月5日(木) 午前11時  
 イ 場所 長野県長野合同庁舎 201会議室

(3) 郵便入札の可否  
 郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項  
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月29日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年9月4日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金  
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効  
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否  
 必要とします。

(9) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成25年8月22日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能(普通)	平成25年9月27日(金) 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種)	平成25年9月30日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(中型)	平成25年9月25日(水) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(普自二)	平成25年9月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	車種追加(牽引)	平成25年10月1日(火) 午後1時から午後5時まで	
	知識・技能(普通)	平成25年9月27日(金) 午前9時から午後0時まで	
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種)	平成25年9月30日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(中型)	平成25年9月26日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二)	平成25年9月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
車種追加(牽引)	平成25年10月1日(火) 午前9時から午後0時まで		

2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、中型、牽引又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (3) 教習指導員審査（普通、中型、牽引又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

## (4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証す

る書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成25年9月9日(月)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通) 19,650円

(4) 技能検定員審査(中型) 23,500円

(9) 技能検定員審査(牽引又は普自二) 14,500円

(1) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)  
21,850円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通) 11,800円

(4) 教習指導員審査(中型) 15,000円

(9) 教習指導員審査(牽引又は普自二) 9,450円

(1) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)  
12,850円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線231)に行うこと。

東北信運転免許課